

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 文化プログラム実施基本方針

1 目的

多くの県民が文化・芸術活動を通じて第79回国民スポーツ大会および第24回全国障害者スポーツ大会(以下「両大会」という。)に参加することで、開催機運を盛り上げるとともに、県民総参加の大会を目指す。

あわせて、両大会の開催を契機に、歴史や文化、自然をはじめとする滋賀ならではの魅力を県民一人ひとりが再認識するとともに、県内外に発信することを通じて、地域の活性化につなげる。

2 内容

文化プログラムの内容は、次のいずれかに該当し、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備(実行)委員会が認めたものとする。

- (1) スポーツに関連する文化・芸術事業
- (2) 滋賀県の文化・芸術等を発信する事業
- (3) その他文化プログラムの目的に沿うと認められる事業

3 実施者

文化プログラムの事業を実施できるものは、次のとおりとする。

- (1) 公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、滋賀県および特定非営利活動法人日本スポーツ芸術協会
- (2) 滋賀県内の市町
- (3) 文化プログラムの開催目的に賛同する団体、機関等(宗教団体、政治団体は除く)

4 期間

文化プログラムの実施期間は、原則として、令和7年1月1日から令和7年12月31日までとする。

5 開催地

文化プログラムは原則として滋賀県内で実施する。

6 経費負担

文化プログラムの実施にかかる経費は、各事業を実施するものが負担する。